

令和6年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オン・ロケーション (法人番号: 4030001022706) 代表者 中村光成
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県戸田市笹目南町12-18 (板橋営業所) 東京都板橋区前野町6-8-10-05
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月20日及び令和5年7月10日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第26条第1項)、(2)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社所沢観光バス (法人番号: 9030001024565) 代表者 吉田健治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県所沢市大字南永井936-21 (東京営業所) 東京都清瀬市下宿2-664-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月30日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)、(5)整備管理者選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(6)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	橙雅交通株式会社 (法人番号: 7050001008394) 代表者 宇津伸郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県笠間市平町1108-4 (東京支社営業所) 東京都葛飾区水元3-3-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月14日及び令和5年12月4日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社弥生観光（法人番号：5040001045688） 代表者 圓城寺康伯
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県富里市七栄297-1 (本社営業所) 千葉県富里市七栄297-1 シェルバアム105
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年1月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社中紀バス I N T ' L (法人番号: 1170001005212) 代表者 高垣太郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 和歌山県和歌山市井ノ口544-2 (東京成田営業所) 千葉県成田市大清水233-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年1月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行指示書による指示等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第28条の2第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)